

(介護予防)居宅療養管理指導

運営規程の概要

フリガナ	サイトウキネンビョウイン		サービスの種類	(介護予防) 居宅療養管理指導
事業所名	齋藤記念病院		事業所番号	1512410075
所在地	〒949-6602 新潟県南魚沼市欠之上 478 番地 2		フリガナ	フクダ オサム
			管理者	福田 修
連絡先	電話番号	025-773-5111(代)	FAX 番号	025-773-3024
営業日	月曜日から土曜日 (第三土曜日を除く)		休日	日曜日、国民の祝日、年 末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)、第三土曜日
営業時間	平日	8:30～17:30	備考	サービスの提供は、利用者の希望 に応じて 365 日 24 時間対応可能 な体制整備に努める。
	時短日： 水・土曜日(第三週の水曜日を除く)	8:30～12:30		
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)	
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)	
その他の費用				
通常の事業 の実施地域	南魚沼市・南魚沼郡			

従事者の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
医師	3 名以上	
薬剤師	2 名以上	
管理栄養士	1 名以上	

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の 1 割の額です。(一定以上の所得のある方は 2 割又は 3 割) の額です。

○医師が行う場合

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
(介護予防) 居宅療養管理指導費 (Ⅰ)	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	5,150 円	515 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	4,870 円	487 円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合	4,460 円	446 円
(介護予防) 居宅療養管理指導費 (Ⅱ)	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	2,990 円	299 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	2,870 円	287 円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合	2,600 円	260 円

○薬剤師が行う場合

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
病院又は診療所の薬剤師が行う場合	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	5,660 円	566 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	4,170 円	417 円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合	3,800 円	380 円

○管理栄養士が行う場合

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
当該事業所の管理栄養士が行った場合	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	5,450 円	545 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	4,870 円	487 円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合	4,440 円	444 円
当該事業所の管理栄養士以外が行った場合	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	5,250 円	525 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	4,670 円	467 円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合	4,240 円	424 円

◎加算及び減算

《居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導共通》

当事業所の体制(※1)	加算・減算	利用料	利用者負担金(自己負担額 1 割の場合)
-------------	-------	-----	----------------------

	特別地域（介護予防）居宅療養管理指導加算 （１回につき）	上記基本利用料に 15%加算されます	
○	小規模事業所加算（１回につき）	上記基本利用料に 10%加算されます	
○	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 （１回につき）	上記基本利用料に 5 %加算されます	
薬剤師が行う場合のみ	特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居宅系施設入居者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合	1,000 円	100 円
	医薬用麻薬持続注射療法加算 厚生労働大臣が定める基準に該当すると県に届出した事業所において在宅で医薬用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して必要な薬学的管理指導を行った場合	2,500 円	250 円
	在宅中心静脈栄養法加算 厚生労働大臣が定める基準に該当すると県に届出した事業所において在宅で在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して必要な薬学的管理指導を行った場合	1,500 円	150 円

注 （※）体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要の加算及び減算については斜線

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行います。
- 当事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

別紙の通り

- サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-773-5111(代)
	面接場所 地域連携室（医療相談窓口）

- サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	南魚沼市福祉課	電話番号 025-777-3112
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022